## 引き続き懸念が残る「共同親権」問題を注視していきます

5月 17 日、参議院本会議で民法等改正案が可決、成立しました。離婚後も 父母ともに親権を認める共同親権を導入する等の内容です。現状の単独親権 が実に 77 年ぶりに見直されることとなります。しかし政府案では、DVや虐 待などの被害者が離婚後も共同親権を理由に加害者側との関係が継続してし まう等、多くの懸念があります。そこで立憲民主党は、衆議院で、協議離婚 で共同親権を選択する際には「父母双方の真意」を確認する措置を検討する 規定を加える等の修正を行いました。原案のまま運用されることで生じかね ない被害を少しでも軽減させるための苦渋の選択です。

しかし参議院の審議では、共同親権下で子どもと同居する親のみで決められる「急迫の事情」や「日常の行為」の範囲が曖昧であることが露呈。やはりこのままでは未だ不十分であると、参議院でも修正協議を求めましたが、与党は一切応じませんでした。そのため、制度運用の際の曖昧さを極力減らすべく、衆議院を上回る審議時間を費やし、法務省・最高裁が国会審議内容を活かすべく最大限の努力を尽くすこと等を附帯決議に盛り込み、賛成に至りました。本当に辛い採決で、胸が苦しいです。

双方納得の上での共同親権ならば良いのかもしれませんが、合意していないのに家庭裁判所の判断で共同親権となった場合、子の利益になると言えるのか、また、別居している親と学校や病院、自治体窓口等でのトラブルとならないのか、非常に懸念が残ります。引き続き意見反映を続けます。

(618字)